

# 雄武町職員人事異動

※4月1日付、( )内は前職

## 総務課

▼課長 林 史祥  
(同課庶務係長兼職員厚生係長)

▼庶務係長兼職員厚生係長 武藤 知憲

▼庶務係兼職員厚生係 高橋 秀  
(税財管理課収納係)

▼庶務係兼職員厚生係 一ノ戸 千尋

▼情報統計係 (住民生活課戸籍住民係) 大辻 敦美

▼総務課付主査 (税財管理課課税係) 池田 俊隆

▼総務課付係 (保健福祉課社会福祉係長) 栗本 夕菜  
(同課庶務係兼職員厚生係)

## 財務企画課

▼財政係 今 良太  
(産業振興課商工観光係兼林務係)

## 住民生活課

▼課長兼住民活動係長 安井 雅憲  
(保健福祉課長補佐兼地域包括支援センター副所長)

▼環境衛生係長 山口 雄也  
(同課住民活動係)

▼住民活動係 小俣 博和  
(教育委員会教育振興課生涯教育係)

▼戸籍住民係 西方 苗  
(保健福祉課社会福祉係)

▼環境衛生係 山根 龍哉  
(新規採用)

## 税財管理課

▼課税係主査 柳谷 周一  
(国保病院庶務係主査兼医事係主査兼介護老人保健施設庶務係主査兼業務係主査)

▼収納係 結城 直也  
(総務課情報統計係)

▼管財係 吉田 達也  
(児童センター児童センター係)

## 保健福祉課

▼課長補佐兼社会福祉係長 林崎 光也  
(建設水道課水道業務係長)

▼保健係長 小野 美和  
(同課保健係主査)

▼保険給付係 高橋 奨  
(教育委員会教育振興課教育総務係)

▼保健係 桜井 麻帆  
(新規採用)

▼社会福祉係 藤田 祐也  
(新規採用)

## 地域包括支援センター

▼副所長兼介護予防係長 佐々木 希美枝

▼(同介護予防係長兼在宅支援係長) 渡邊 夕喜  
(同在宅支援係主査兼介護予防係主査)

## 産業振興課

▼水産係 椎名 真輝  
(新規採用)

▼商工観光係兼林務係 松井 達哉  
(新規採用)

## 建設水道課

▼課長兼土木管理係長兼建築係長 田原 慎也  
(同課長兼土木管理係長)

▼水道係長兼水道業務係長 江田 一夫  
(同課水道係長)

▼土木管理係主査 大庭 悟  
(同課土木管理係兼都市計画係)

▼建築係主査 長谷川 潤  
(町有施設整備室建築係)

▼土木管理係兼都市計画係 田中 良平  
(同課土木管理係)

▼水道係 佐々木 誠  
(同課水道係兼下水道係)

▼水道業務係 (保健福祉課保険給付係) 作田 竜人

▼建築係【再任用】 宇野 安久  
(町有施設整備室長)

▼下水道係 横道 史也  
(新規採用)

## 会計管理者

▼会計管理者 澤田 朋朗  
(教育委員会教育振興課長兼給食センター所長兼生涯教育係長)

## 教育委員会教育振興課

▼課長兼給食センター所長 新谷 朋人  
(住民生活課長兼住民活動係長)

▼課長補佐兼図書業務係長兼学校給食係長兼生涯教育係長 石山 英伸  
(同課長補佐兼図書業務係長兼学校給食係長)

▼教育総務係 前田 直哉  
(産業振興課水産係)

▼生涯教育係 武藤 篤志  
(住民生活課環境衛生係)

▼学校給食係【再任用】 淡路 至尊  
(会計管理者)

▼児童センター 田中 宏典  
(財務企画課財政係)

▼児童センター係 (財務企画課財政係)

▼消防署雄武支署 江口 大斗  
(新規採用)

▼国保病院 武田 浩明  
(庶務係兼医事係兼介護老人保健施設庶務係兼業務係)

▼退職者 (3月31日付)

▼佐竹 邦夫 (総務課長)

▼宇野 安久 (町有施設整備室長)

▼淡路 至尊 (会計管理者)

▼河原真由美 (保健係長)

▼宇野 敏志 (管財係)

▼夏坂 泰輔 (建築係)

▼小野 順子 (在宅支援係)

▼早坂 卓 (企画調整係)

▼柳田 恵 (国保病院)

▼上田 悠平 (消防署雄武支署庶務係)

## 平成30年度もオホーツク紋別空港利用助成制度を実施します

オホーツク紋別空港の利用促進、観光振興などを目的として創設しました「雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成制度」について、平成30年4月1日搭乗分から2年間、対象期間を延長して適用することとなりました。

助成額は、町民は片道1万円、往復2万円。親戚知人や観光客など道外からの町内宿泊者と、町外から雄武町に通勤している人への助成は片道5千円、往復1万円です。

なお、助成額よりも割安な航空運賃プランを利用した場合は、航空運賃プランの額と同額を助成します。申請方法は、紋別一羽田間の航空機搭乗後60日以内に役場窓口へ申請書を提出してください。申請の際に必要なものは次のとおりです。

- ①申請用紙 (役場窓口、町ホームページから入手できます)
- ②搭乗者名が記載された「ご搭乗案内」(ピンク色)もしくは搭乗証明書  
※平成30年度から「搭乗券」(水色)は利用できません
- ③申請者と搭乗者それぞれの運転免許証、健康保険証の写しなど住所記載の公的身分証明書
- ④印鑑、口座番号がわかるもの
- ⑤申請者と搭乗者が異なる場合 (親子・親族関係に限る)、続柄関係がわかる戸籍証明や住民票

対象者	助成額
・雄武町民 ・町外から雄武町に通学している人 ・親権者が雄武町民で、町外の学校に通学している人	・片道利用・・・10,000円 ・往復利用・・・20,000円
・道外在住者で町内の宿泊施設や親戚知人宅に宿泊した人 ・町外から雄武町に通勤している人	・片道利用・・・5,000円 ・往復利用・・・10,000円

※満3歳以上12歳未満のお子様で、小児運賃の適用を受けた場合は、上記金額の半額となります。  
※助成額よりも割安な航空運賃プランを利用した場合は、航空運賃プランの額と同額を助成します。

問財務企画課企画調整係